

『福島市保健所健康出前講座』 実施要領

1 目 的

市民が保健・医療・食品衛生・生活衛生をテーマとする講座の開催を希望する場合、保健所職員が出張して出前講座を実施することにより、公衆衛生の向上と市民の健康づくり支援を図ることを目的とする。

2 対象者

福島市内にある市民団体・事業所・学校・公的団体等で、おおむね20名以上の受講者があること。

ただし、営利等を目的とする場合は除く。

3 内 容

別紙1「保健所健康出前講座一覧」のとおり。

4 派遣費用

講師派遣に要する依頼者の費用負担はない。ただし、資料代等については依頼者が負担するものとする。

5 実施時間

原則、平日の午前10時から午後4時までのおおむね2時間以内とする。

6 実施場所

依頼者が、福島市内の会場を確保すること。

7 申込方法

依頼者は、講座開催希望日の1か月前までに次のとおり申込書を提出しなければならない。

(1) 申込書は、別紙2のとおり。

(2) 提出方法は、直接・ファックスまたは郵送とする。

〒960-8002

福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター

福島市健康福祉部保健所総務課

電 話 024-525-7670

ファックス 024-533-3315

8 講師派遣の決定

保健所は、申込書到着後10日以内に、講師派遣の可否について依頼者へ連絡するものとする。

附則 この要領は、平成30年8月17日に施行する。